

平成

二十一年

五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

平成二十一年三月十七日(火曜日)

議事日程(第四号)

平成二十一年三月十七日 午前十時開議

- 第一 選第一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について
- 第二 発議第一号 特別委員会設置及び付託
- 第三 選第二号 特別委員の選任
- 第四 議第二号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
議第四号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
議第十五号 平成二十年度五條市一般会計補正予算(第四号)議定について
議第三十三号 平成二十年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について
- 第五 議第七号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議第八号 五條市斎場条例の一部改正について
議第十六号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について
議第十七号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第二号)議定について
議第十九号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について
議第二十号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について
議第三十二号 五條市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

- 議第三十四号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第六 議第十号 五條市都市公園条例等の一部改正について
- 議第十一号 五條市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 議第十二号 工事請負契約の締結について
- 議第十三号 財産の取得について
- 議第十四号 五條市西吉野交流促進センターに係る指定管理者の指定について
- 議第十八号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第七 議第一号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第八 議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算議定の訂正について
- 第九 議第五号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第六号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算議定について
- 議第二十二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第二十四号 平成二十一年度五條市老人保健特別会計予算議定について
- 議第二十五号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十六号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十一年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十号 平成二十一年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について

- 議第三十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計予算議定について
- 第十 同第一号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第十一 同第二号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第十二 同第三号 五條市固定資産評価審査委員の選任について
- 第十三 発議第二号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第十四 発議第三号 五條文化博物館の開館の継続を求める決議

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
北山	西尾	峯林	山田	山田	益田	池上	藤富	川村	太田	西本
和彦	宏澄	澄澄	由吉	輝輝	美美	家家	好幸			
生和	政政	雄雄	己博	雄雄	子子	廣廣	紀紀	洋洋		

欠席議員（なし）

説明のための出席者

健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長	総務部長	市長公室長	教育長職務代行者	副市長	市長
山下	林上	阪ノ	田中	岡本	田野	榮林	吉野
正次	正信	武則	和衛	俊人	勝夫	晴美	晴夫

二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番
田原	大谷	榮林	土井	黄木	檜塚	寺本	佐久間	花谷	山本
清孝	龍雄	末次	康嗣	英夫	凱一	保英	正己	昭典	久和

事務局職員出席者

上下水道部長	辻	本	衡	司
社会福祉協議会事務局長	清	水	勝	司
会計管理者	櫻	本	泰	司
西吉野支所長	岸	本	悟	司
大塔支所長	土	井	祥	嗣
監理管財課長	海	老	保	雄
企画財政課長	水	脇	正	雄
秘書課長	下	村	洋	次
庶務課長	上	田	卓	司
事務局長	森	本	博	文
事務局次長	乾		旬	文
事務局係長	西	峯	美	美
事務局主任	笹	谷	久	美
速記者	柳	ヶ	五	美
	瀬			

午後一時三十分再開

○議長（北山和生）ただいまから、去る六日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○議長（北山和生）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。
ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（北山和生） 日程第一、選第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 選第一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について。

○議長（北山和生） 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が一名生じたため、市議会議員から一名を選出することになりますが、二名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、すべての市議会において選挙が行われることになったものであります。

なお、この選挙は広域連合規約第八条の規定によりすべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

この際、お諮りいたします。

選挙の結果については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって選挙の結果については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（北山和生） ただいまの出席議員数は、二十一名であります。
投票用紙を配付させます。

なお、候補者名簿につきましてはあらかじめお手元に配付しておりますので、御確認ください。

〔投票用紙配付〕

○議長（北山和生）投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北山和生）配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（北山和生）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（北山和生）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員及び西本幸洋議員を指名いたします。

よって両議員の立ち合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（北山和生）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 二十一票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 二十一票

無効投票 ゼロ

有効投票中

竹森 衛 檀原市議会議員 七票

辻本八郎 大和郡山市議会議員 十四票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第八条の規定により選挙長に報告いたします。

○議長（北山和生）日程第二、発議第一号 特別委員会設置及び付託を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法が改正され、議会の組織や運営の自由度が高まった現在、地方分権により二元代表制を機能させる必要性が更に高まってきており、また、市民の信頼と負託にこたえるためにも、開かれた、市民とともに歩む議会を目指し、時代にあつた議会についての諸課題に取り組むため、七人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。

よって、委員七人による議会改革特別委員会を設置することに決しました。

○議長（北山和生）次に、日程第三、選第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文）選第二号 特別委員の選任。

○議長（北山和生）特別委員の選任につきましてはあらかじめ御協議をいただいておりますので、五條市議会委員会条例第五条第一項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり議長から指名いたします。

念のため、事務局長に氏名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議会改革特別委員会、氏名、大谷龍雄議員、榮林末次議員、黄木英夫議員、西尾彦和議員、峯林宏政議員、山田澄雄議員、川村家廣議員。

○議長（北山和生）次に、日程第四、議第二号、議第四号、議第十五号及び議第三十三号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会寺本保英委員長。

〔総務文教常任委員長 寺本保英登壇〕

○総務文教常任委員長（寺本保英）ただいま議題となりました議第二号、議第四号、議第十五号及び議第三十三号の四議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月六日の本会議において当委員会に付託され、九日、午前九時から開会いたしました当委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告による勤務時間の見直しにより、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正され、国家公務員の勤務時間が一日八時間から七時間四十五分に、一週四十時間から三十八時間四十五分に短縮されることに伴い国家公務員に準じて職員の勤務時間を改正するとともに、職員の育児休業等に関する条例についても同様に改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、過度の労働強化は求めないが、公務員は奉仕的な一面を持って市民サービスに努めなければならないもので、今回の人事院勧告による勤務時間見直しの理由等について対し、「人事院勧告においては、近年の民間企業の所定労働時間の状

況が平均一日七時間四十四分、一週間で三十八時間四十八分で、民間との労働時間の均衡を図るという意味合いである。一日十五分の短縮については、昼の休憩時間を現行の午後零時十五分から午後一時までを正午から午後一時までとし、午前八時三十分から午後五時十五分の勤務時間に変更はない。「等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。」

次に、議第四号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、五條市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定に伴い、非常勤の特別職となる伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の報酬及び旅費について規定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、日額一万円の妥当性について質疑があり、「審議会委員などは各市と比較しても決して高い状況ではないが、半日当制度など全体的な削減に向けた検討課題と考えている。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。」

次に、議第十五号 平成二十年度五條市一般会計補正予算(第四号)議定につきましては、退職手当十二億七千四百九十四万八千円、地域活性化・生活対策交付金事業費三億九千五百三十六万三千円、障害福祉費四千五十七万五千円、扶助費三千万円等の追加及び給与等の減額五千二百七十四万四千円等で総額十七億七千四百四十八万八千円を増額し、その財源は、国庫支出金、県支出金、繰入金、市債等で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百九十八億四千七百九十四万四千円とする歳入歳出予算の補正及び繰越明許費並びに地方債の補正をするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、自動車購入費等の内容について質疑があり、「地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して各課からの要望が多い軽の四輪駆動車三台、軽四輪トラック二台を購入し集中管理をしていくもので、既に廃車した公用車十二台の補充である。」との答弁がありました。委員から、廃車の基準を明確にすることを求める意見がありました。」

次に、交流拠点施設整備工事費について質疑があり、「財源は一〇〇パーセント地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、昨年に寄附のあった旧前防邸を整備して、新町のみならず市全体の活性化を図り、観光の拠点にしようとするものである。管理については、適切な管理ができるよう慎重に関係機関と協議をしてまいりたい。」との答弁がありました。委員から、管理運営に当たっては最初から随意契約にならないことや団体構成員に議員が入っていないことなどの意見と忠告がありました。」

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金の内容について質疑があり、「繰越しをした場合は、二十一年度中に事業が完了することが要件であり、交付金の趣旨と国の通達から、単なる現状回復となるプール等の維持補修には使えないところで、財政健全化を基本に事業実施の判断をしている。」との答弁がありました。委員からは、地域活性化の観点からプールの活用も考慮すべきであり、財源の活用にあたっては最大限の努力と研究が必要

不可欠で、金銭的な面だけで財政再建を図ることは生活環境の悪化につながりかねないとの意見がありました。

次に、橋梁維持補修費について質疑があり、「数年前に予算計上していたが、工法について国交省とJRの同意が得られずに執行できなかった。今回は工法の協議がまとまり同意が得られたので補正予算に計上したところである。」との答弁がありました。

次に、繰越明許費について質疑があり、「社会福祉施設整備費補助金は、五條学園に対する補助金で、工事着工が遅れたために繰り越すものである。（仮称）にしよしの在宅福祉施設建設事業は設計委託料等を繰り越すものである。地区公民館改修事業は大阿太公民館の改修工事である。」との答弁がありました。

以上の審査の後、意見調整のため、午後零時一分に暫時休憩をし、午後二時四十五分から審査を再開しました。

冒頭、委員から、地域活性化・生活対策臨時交付金の使途について質疑があり、「指針では、地域成長力の強化、地域生活基盤の確保、低炭素社会づくり等環境の保全という内容に合致するものに適用でき、それぞれに十三項目、六項目、九項目あり、単純な維持補修には使えない。また、プールは入場者数の減少と施設の老朽化等から休業とするもので、新年度予算には計上しないところである。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致により可決すべきものと決定いたしました。

なお、大谷龍雄委員ほか五名から、「上野公園の市民プールについては、理事者側において平成二十一年度五條市一般会計当初予算案を修正し、同プールを修繕し、市民の健康増進や憩いの場として引き続き営業するよう努めること。」とする議第十五号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定に対する付帯決議案が提出され、起立採決の結果、全員一致をもって付帯決議を付すことに決しました。

次に、議第三十三号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましては、定額給付金給付事業費五億八千九百四十八万四千円、子育て応援特別手当事業費一千九百二十万円の追加で総額六億八千六百四十四万円を増額し、その財源は、国庫支出金で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百四億五千五百七十七万八千円とする歳入歳出予算の補正及び繰越明許費をするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、子育て応援特別手当について質疑があり、「平成二十年十月に国で決定された多子世帯に対する生活対策の一環で、子が二人以上の世帯で第二子以降の三歳から五歳に該当する者に一人当たり三十六万円を支給するものである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（北山和生）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る六日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

議第四号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正については、藤富美恵子議員ほか二名から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。四番藤富美恵子議員。

〔四番 藤富美恵子登壇〕

○四番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

議第四号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案の御説明を申し上げます。

市長から提出されております「五條市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員」の報酬及び費用弁償については御提案のままとし、私は、議員が審議会等の委員を兼ねた場合の兼職支給を禁止するための条例改正案を提案いたします。

今日まで、私たち議員が審議会等の委員を兼ねた場合、条例に定められている報酬が支給され、受け取ってまいりましたが、この職については、報酬条例の解釈上、議員活動の一部と見なすことが可能であります。

この点については、同様に報酬が月額で決められている国会議員につきましても、法律によって兼職議員の手当については支給されていないことから、条例上明記すれば違法性がなく、よって、今回、私は議員が審議会等の委員を兼ねた場合の兼職報酬の支給を禁止するための条例の改正案を提案するものであります。

具体的には、現行の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の第五条を第六条とし、新たに第五条を「兼職報酬の禁止」とし、五條市議会の議員が、（一）国民健康保険運営協議会の会長及び委員、（二）応急診療所運営委員、（三）都市計画審議会委員、（四）総合計画審議会委員、（五）図書館協議会委員、（六）入居者選考委員会委員、（七）環境問題審議会委員、（八）人権施策協議会委員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しないとするものであります。

ただし、監査委員及び農業委員につきましては、個別法によって議員としての職務とは明確に異なる権能が位置付けられていると考えられ、議員活

動の一部とはみなせないことから、この規定の対象外といたしております。

以上が、今回の修正案の内容でございます。

なお、奈良県下においては、既に御所市、生駒市、宇陀市が、実施しており、五條市においても、財政健全化に向けての更なる財政改革の取組の一端として、議員各位には何とぞ御理解の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案の説明に対する質疑に入ります。――。

○議長（北山和生） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお本案につきましては、議案ごとに採決いたします。

初めに、議第二号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生） 次に議第四号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正に対する、ただいま藤富美恵子議員ほか二名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

修正案が否決されたので、原案について起立により採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第十五号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定についてを、起立により採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。上野公園の市民プールについては、理事者側において平成二十一年度五條市一般会計当初予算を修正し、市民の健康増進や憩いの場として引き続き営業するよう努めることの付帯決議が付けられています。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第三十三号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、日程第五、議第七号、議第八号、議第十六号、議第十七号、議第十九号、議第二十号、議第三十二号及び議第三十四号の八議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生常任委員会黄木英夫委員長。

〔厚生常任委員長 黄木英夫登壇〕

○厚生常任委員長（黄木英夫）厚生常任委員会委員長報告。

ただいま議題となりました議第七号、議第八号、議第十六号、議第十七号、議第十九号、議第二十号、議第三十二号及び議第三十四号の八議案につきまして、厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月六日の本会議において当委員会に付託され、九日、午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第七号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、特定家庭用機器廃棄物処理手数料に衣類乾燥機一台につき二千円を加えるもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第八号 五條市斎場条例の一部改正につきましては、斎場の使用料は、死亡者が本市の住民基本台帳に登録されている場合に市内料金を適用しているが、斎場の使用許可を受けようとする者が申請時に本市の住民基本台帳に登録又は外国人登録原票に登録されている場合も市内料金を適用するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、市内料金の適用範囲について確認があり、「申請者の親族、喪主が五條市民なら該当するものである。」との答弁がありました。

次に、議第十六号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、異動等による人件費三百九十九万五千円、保険給付費六千六百万円を増額し、その財源を国庫支出金、医療給付費等交付金、繰越金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十七号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、異動等による人件費六百二十二万円を減額し、施設整備事業費一千八百二十五万円を増額し、その財源を繰入金で賄う歳入歳出予算の補正並びに統合簡易水道整備事業費一千八百二十五万円の繰越明許費の補正で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、設計業務委託料について質疑があり、「白銀北地区統合簡易水道整備工事費の追加に伴うものである。」との答弁がありました。

次に、議第十九号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、異動等による人件費七百七十五千円、総務費六百六十万円を増額し、その財源を国庫支出金及び繰入金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、施設に入所できない家族介護者に対する支援について質疑があり、「要介護四及び五の方については、介護サービスを受けていない方に家族介護慰労事業として年間五万円を支給している。」との答弁がありました。また、委員から、業務内容についての確認があり、「包括的支援事業費は、介護予防の拠点として平成十八年に立ち上がった地域包括支援センターにおける経費である。」との答弁がありました。

次に、議第二十号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、異動等による人件費七百三十七万四千円及び総務費五百二十四千円を増額し、その財源を繰入金及び国庫支出金で賄う歳入歳出予算の補正並びに後期高齢者医療収納システム改修委託事業費二百五十一万二千円の繰越明許費の補正で、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第三十二号 五條市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきましては、介護従事者の処遇改善を図るといふ平成二十一年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制し、被保険者の負担軽減を図るもので、当該交付金を適正に管理、執行するために新たな基金を設置するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、附則の条例の失効について質疑があり、「第一期の事業計画が平成二十一年度から平成二十三年度に限られた措置となっており、今回の介護保険料の上昇に伴う軽減措置となっているためである。」との答弁がありました。

次に、議第三十四号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、介護従事者処遇改善基金積立金二千二百六十二万七千円を増額し、その財源を国庫支出金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げる次第であります。

○議長（北山和生）ただいまの厚生常任委員会委員長長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、日程第六、議第十号から議第十四号及び議第十八号の六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、建設経済常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。建設経済常任委員会榮林末次委員長。

〔建設経済常任委員長 榮林末次登壇〕

○建設経済常任委員長（榮林末次）ただいま議題となりました、議第十号、議第十一号、議第十二号、議第十三号、議第十四号及び議第十八号の六議案につきまして、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月六日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第十号 五條市都市公園条例等の一部改正につきましては、上野公園多目的グラウンド内の人工芝設置のメイングラウンド使用料を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、申請時期など運用面における質疑があり、「基本的に一箇月前から使用申込みを受け付けるものであり、本市に住所を有しない者が使用する場合は二倍の料金となる。人工芝のグラウンドは公認されているので公式の試合が可能となり、この界わいでは誇れるグラウンドと思っているが、ナイター設備については、財政事情等を踏まえて考えてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、議第十一号 五條市特定公共賃貸住宅条例の一部改正につきましては、公共賃貸住宅における暴力団排除についての通知を受けて、大塔町の市営住宅二戸について入居者の資格に暴力団員でないことや本市に住所又は勤務場所を有することなどを規定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十二号 工事請負契約の締結につきましては、みどり園の焼却炉焼設備、焼焼ガス冷却設備などの大規模改良工事を指名競争入札の結

果、税込み四億三千二百八十九万九千五百六十七円で株式会社プランテックと工事請負契約をしようとするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、選定委員会における総合評価点算出の根拠等についてただしたのに対し、「清掃施設及び機械器具設置の経営規模の総合評価点が八百点以上の企業を対象とした参加条件で十社を指名し、本年二月に三社による入札となった。」との答弁がありました。妥当な技術力のある事業に見合う業者の選定を基本とすることを求める意見がありました。

次に、議第十三号 財産の取得につきましては、(仮称)金剛山麓野鳥の森整備事業に必要な用地を取得するため、五條市小和町一四二番地の三ほか二十六筆の五九、五〇一・三一平方メートルを五條市土地開発公社から二億八千四百四十六万五千五百三十三円で購入するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十四号 五條市西吉野交流促進センターに係る指定管理者の指定につきましては、五條市西吉野交流促進センターの管理を平成二十一年七月一日から平成二十四年三月三十一日までの二年九箇月間、有限会社西吉野産直組合に指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十八号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第二号)議定につきましては、流域関連公共下水道事業が関係機関との協議並びに地元調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため、事業費のうち七千八百六十三万八千円を繰越しするもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたしまして、委員長報告といたします。

ありがとうございます。

○議長(北山和生) ただいまの建設経済常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(北山和生) 御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま建設経済常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、日程第七、議第一号及び議第三号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、議会運営委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。議会運営委員会田原清孝委員長。

〔議会運営委員長 田原清孝登壇〕

○議会運営委員長（田原清孝）失礼いたします。

ただいま議題となりました議第一号及び議第三号の二議案につきまして、議会運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月六日の本会議において当委員会に付託され、十日、午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をしたものであります。

初めに、議第一号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正につきましては、現下の厳しい財政事情から、五條市議会議員の定数を次の一般選挙から十三人に削減しようとするもので、委員から、合併当時の一市二村で合計三十八人の議員が現在二十一人になり、平成十九年には議員提案で、平成二十一年十月一日以後の一般選挙から十五人に決定したものと認識しているものであるが、議員定数の上限、下限の根拠はどこにあるのかただしたのに対し、「現員数は二十一人であるが、定数を定めている条例の本則は十八人で自治法の上限数は二十六人となり、下回ることについての制限はないものと考える。」との答弁がありました。また、根拠もなしにただ少なければよいということではなく、他市の状況や人口的、地域的な面を加味しながら対話と協調による常識的な判断をすることが必要であるとの意見がありました。また、委員からは、定数等検討特別委員会が資料とした各市議会議員の条例定数の比較では、現在の二十一人でも下位にあるところ、本市の地理的条件を考えたときには大変厳しい状況ではあるが、財政改革に対する結論として県下で最少の十五人と決定したところである。さらには、十五人による選挙を一度も執行することなく、突拍子もない今回の提案であるとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、起立採決の結果、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、本市の厳しい財政事情から、議員報酬の月額を平成二十一

年四月一日から平成二十一年十一月三十日までの間、二〇パーセント減額しようとするもので、委員から、議員報酬の額については報酬等審議会の意見を聞いてから提案すべきであり、平成十八年には、厳しい財政状況等を勘案し、報酬等審議会の答申どおり約五・一パーセントの減額を実施して議会費の削減に取り組んでおり、今回の提案は余りに拙速で輕輕には決められないとの意見に対し、「以前の提案の際には、議員数削減による報酬三〇パーセントの削減という発言があり、議員の定数を定める条例の本則にある十八人からは理解に苦しむもので、市民に対する説明責任がある。財政健全化に向けては厳しいところをならねたいと考えており、市民へのアンケートも含めて今後考えてまいりたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、起立採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（北山和生）ただいまの議会運営委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、太田好紀議員ほか五名から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。（「二番」の声あり）二番太田好紀議員。

〔二番 太田好紀登壇〕

○二番（太田好紀）ただいま議長の発言許可をいただきましたので、議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案の御説明を申し上げます。

市長から提出されております本条例の改正は、議員の報酬を二〇パーセント削減しようとするものでありますが、私は、議員の報酬は、市長の給与と同様に三〇パーセントの削減をするべきではないかと思っておりますので、修正案を提案いたします。

なお、この改正を当分の間とした理由は、先の本会議における私の一般質問また質疑の中で、市長は「財政の見通しがつかない。」と答弁していただきますので、市民の皆さんに共に痛みを強いる間、見通しがつくまでと考えております。

議員各位には本修正案に御賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案の説明に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、花谷昭典議員の発言を許します。十三番花谷昭典議員。

〔十三番 花谷昭典登壇〕

○十三番（花谷昭典）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私からは、ただいま太田好紀議員ほか五名の議員から提出されました、議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案に対して、このことについては、まずは市長には、市長の諮問機関である報酬審議会で協議する必要があるのではないかということを主張し、その上で、今定例会で、先ほど設置されました議会改革特別委員会において、議会の在り方を始め議員の身分にかかわることなど、様々な角度から、多岐にわたって議論されることになっておりますので、その結果を尊重することが必要と思ひ、今すぐに態度を決めることはできない立場から討論いたします。

今、太田議員から提案されましたこのようなことについても、設置されました特別委員会の中で議論されることとなりますし、その際には、議員同士の協議にとどまらず、様々な意見も聞きながら、本市にあった議員報酬についても、自らも協議していくべきときに来ているのではないかと思われ

ます。

よって、私はこの際、議員報酬だけにとどまらず、特別職の報酬全般にわたって、市長に報酬審議会を設置していただき、報酬審議会の意見を聞いていただくことを求め、我々議員も、出された意見を尊重し、また、今定例会で設置された特別委員会ですっかりと議論し、その結果において、今提案されていることを含めて、議会としての方向性を示していくことが大事ではないかと思ひますので、本日提出されましたこの修正案については、すぐには賛成しかねるということをお申しまして、私の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（北山和生）次に、大谷龍雄議員の発言を許します。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、議第一号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正については、議会運営委員会委員長の報告にもございますように否決していただいておりますけれども、私も同じ趣旨、立場から反対討論をさせていただきます。

委員長報告にもございましたように、現在の二十一名、また本則の十八名から十三名に削減するという趣旨の議案でございますけれども、市会議員の皆さん方はもう御存じのことでございますけれども、市会議員の責任と役割は、地方自治法の第九十六条以降におきまして、理事者の皆さん方の執

行の批判、監督責任を負わされております。同時に、市会議員は市民の皆さん方の本当に困っている切実な御要望を解決するために、地方自治法第百十二条によりまして、議員提案権という議員からも議案を提出できる権限が与えられておるわけでありまして、大変重要な責任、役割を市会議員は負っているわけでありまして、その人数におきましては、少ない方がいいという根拠は当たらないのではないかと思います。思い返してみますと、この五條市議会におきましても、市会議員の皆さん方は本当に重要な責任をこの間果たしてこられたのではないかと思います。

その一つは、突然起こりました吉野晴夫市長の疑惑に対する百条調査委員会を設置してその調査を最後までやり遂げられてこられました。また同時に、吉野市長から提案されました保育所、幼稚園の統廃合問題についても、その根拠のなき、また、実行されれば、子や孫がこの五條市に住んでもらえないという、そういう結果に結び付くことを見抜いて、保護者の皆さん方とともに署名活動を行い、議会の中では、保育所、幼稚園の統廃合議案を否決に追い込んでいきました。

こういうふういろいろなございますけれども、この短期間の五條市議会の中でみましても、二十一名の市会議員の果たした役割は大変大きな、素晴らしいものであったと、私は判断しております。

したがって、やはり私は、十三名に削減につきましては反対するとともに、議員自らの決断で決められました十五名の定数でこれから以後の選挙を行うべきだというふうに考えるところでございます。

また、議員定数問題の判断についてはいろいろございますけれども、やはり税収の多い、少ないは人口によっても決まります。したがって、人口も議員定数に関係するし、また、市民の皆さん方の要望を聞く上におきましては、市の面積も関係してきます。この二つの面からみますと、今、五條市は人口約三万七千人でございますけれども、面積は奈良県下、市の中では一番広い二九二平方キロメートルとなっております。二番目が、奈良市の二七六平方キロメートルですね。こういうふうには、奈良県下一番広い面積の中の議員の役割を果たすためにも、なかなか議員定数を簡単に他市と比較するだけでは、私は、誤った判断になるのではないかなというふうに思う次第でございます。

今、奈良県下で十五名の議員定数を決めているところは御所市でありますけれども、御所市は人口約三万一千、面積は五條市の五分の一の六〇平方キロメートルですね。六〇平方キロしかありません。また、十六名に議員定数を決めております桜井市は、人口は約六万おられますけれども、面積は五條市の約三分の一の九八平方キロですね。こういうふうには、ただ単に、他市との比較は慎重にしなければいけないのではないかと、いうふうには私は判断をしておりますので、先ほどと同じように、十三名への議員定数削減につきましては、反対する次第でございます。

それから、議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することに対する太田議員の修正議案について、賛成討論をさせてい

たきます。

御存じのように、不景気による市民の収入減に伴う五條市の市税の収入減、そしてまた人口の減員によります五條市の市税の収入減等々、いろいろな国の補助金減らしも関連しますけれども、財政が大変厳しくなっておりますので、議会といたしましても、もう数年前から財政の建て直しに理事者と共に検討を重ねてきております。その結果、行政のいろんな無駄遣いにも目配りをしてきましたけれども、同時に議員といたしましても、経費の節減をしようということで、数年前に議員定数検討委員会を立ち上げて、十五名という結論を出したわけでありすけれども、しかし同時に、それだけでは、やはり議員としての経費削減には不十分だという面があると私は考えております。したがって、この間、議員報酬の引下げの提案もさせていただきましたけれども、市長から二〇パーセント削減の提案がされておりますけれども、私はやはり、市民の皆さん方の現在の収入減、仕事なし、不況等々の中での収入減の状況等、それから、これから五條市が五條市民の皆さん方にこたえていかなければならない複雑な要望の多様性から考えますと、やはり議員報酬の削減につきましては、太田議員の提案どおり財政が建て直される時期まで三〇パーセントの議員報酬の削減に踏み切るべきだというふうに考えますので、太田議員の修正議案につきましては、賛成する次第でございます。

○議長（北山和生）以上で、討論を終結いたします。

これより本案を議案ことに採決いたします。

なお、この採決は、起立により行います。

初めに、議第一号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本議案に対する議会運営委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立なしであります。

よって、本案は否決されました。

○議長（北山和生）次に議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正に対するただいまの太田好紀議員ほか五名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本修正案に賛成方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

○議長（北山和生）修正案が否決されましたので、原案について起立により採決いたします。

本議案に対する議会運営委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（北山和生）次に、日程第八、議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算議定の訂正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛）平成二十一年度五條市一般会計予算の原案を一部訂正することについて、その提案理由の内容について御説明を申し上げます。

本議案は、三月十一日の予算審査特別委員会におきまして御質問がありました事項について去る三月九日の総務文教委員会での付帯決議に基づき、原案訂正を履行しようとするもので、予算の総額についての変更はございません。

それでは、お手元の、別紙平成二十一年度五條市一般会計訂正案を御覧ください。

まず一ページは、第一表歳入歳出予算であります。歳入におきましては、十三款使用料及び手数料、一項使用料訂正金額二百万円増で、市民サービスの使用料収入の追加であります。

次に、十九款諸収入、四項雑入、訂正金額二百万円の減は、財団法人県市町村振興協会市町村交付金を減額したものでございます。

次に、下欄の歳出を御覧ください。

四款衛生費、二項清掃費、訂正金額二千百万円の減は、ごみ焼却施設大規模改修工事費の減額であります。

次に七款土木費、四項都市計画費、訂正金額二千百万円の増額は、市民プールの運営経費と修繕料及び改修調査委託料の追加でございます。

一ページ以降は、一般会計予算に対する説明書について記載しております。

三ページをお開きください。

歳入におきましては、三ページに使用料を、次の四ページ及び五ページには雑入について、それぞれ訂正前と訂正後を計上しております。御清覧いただきますようお願い申し上げます。

次に歳出におきましては、六ページをお開きください。

四款衛生費、二項清掃費、二目塵芥処理費、十五節工事請負費ごみ焼却施設大規模改修工事費二億五千万円を、入札結果等によりまして二億二千二百九十万円に減額するものであります。

続きまして、七ページ及び八ページには七款土木費、四項都市計画費、二目都市公園管理費をそれぞれ訂正前と訂正後に分けて計上しております。変更及び追加経費の概要といたしましては、プール開園に当たつてのペンキ塗装や一部改修を行うための修繕料八百万円、高熱水費など運営経費を九百六十万円、そして安全性等施設の根幹を調査するための市民プール改修調査委託料三百万円を計上し、併せて合計二千百万円を増額しております。

以上をもちまして、一般会計訂正案につきましての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審査の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）異議なしと認めます。よって本件は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算議定の訂正については、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）異議なしと認めます。よって議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算議定の訂正については、承認されました。

この際申し上げます。

去る六日に、予算審査特別委員会に付託いたしました議第二十一号につきましては、訂正された議案で御審査くださるようお願い申し上げます。なお、ただいま御承認いただいた訂正による予算書等の差し替えは特に行いませんので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）それでは、三時半まで休憩いたします。

午後二時五十五分休憩に入る

午後三時二十九分再開

○議長（北山和生）休憩前に引き続き会議を続けます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○議長（北山和生）日程第九、議第五号、議第六号及び議第二十一号から議第三十一号までの十三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会榮林末次委員長。

〔予算審査特別委員長 榮林末次登壇〕

○予算審査特別委員長（榮林末次）議長から発言のお許しを得ましたので、ただいま議題となりました、議第五号、議第六号及び議第二十一号から議第三十一号までの十三議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月六日及び本日の本会議において予算審査特別委員会に付託され、十一日及び十七日に開会いたしました委員会において審査をいたしましたものであります。

なお、予算関連議案の議第五号は人件費で、議第六号は介護保険特別会計でそれぞれ提案者の説明を受け審査を行いました。以下、審査の概要を報告いたします。

始めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 財政改革を踏まえて新年度予算を編成されたという中で、三十九項目ある非常勤特別職の報酬、費用弁償等の削減等見直しする考えの有無についてただしたのに対し、「非常勤特別職の費用弁償等については、その方向で前向きに検討してまいりたい。」との答弁がありました。

二 九日の総務文教常任委員会において、一般会計補正予算第四号の可決と「上野公園の市民プールについては、理事者側において平成二十一年度五條市一般会計当初予算案を修正し、同プールを修繕し、市民の健康増進や憩いの場として引き続き営業するよう努めること。」とする付帯決議を付すことに決したことから、予算修正等の意志についてただしたのに対し、「営業すれば赤字が発生し、営業するために修繕料が掛かることから、財政健全化の中、許せる範囲で営業への気持ちも含め調査費用を計上してまいりたい。」との答弁がありました。委員からは、市民の健康増進などはお金に換え難い部分もあり、特に、教育・文化面については子や孫のために投資するという考えを持って、行政の役割を放棄することなく知恵を出し、残すためにはどうしたらいいのか考えるべきであると再考を求めましたが、「子供も文化も大切であるが財政も大切であり、皆に痛みを分かち合ってもらわなければならないが、一つの判断材料として老朽化に伴う修繕のための調査費用を計上してまいりたい。」と答弁がありました。意見調整のため、午前十時二十三分に暫時休憩をいたしました。

午前十時三十四分から総括質問を再開しました。

冒頭、市長から、「付帯決議についてはよく分かる。文化のためにも子供や利用者のためにもと思うが、安全も考えなければならず、まず本予算に安全のために掛かる調査費用を計上してまいりたい。」との答弁がありました。委員からは、「市長は財政改革で休業すると判断しており、閉めることを前提とした調査は意味がなく、営業するという前提で取り組むべきである。」との意見がありました。また、オープン以来二十年が経過しているが、耐用年数を念頭に安全面に配慮して毎年の予算計上しており、安全というのは当たり前のことで、新年度においても前向きに、継続していくことを前提に答弁すべきであるとの意見がありました。とにかく安全の確認だけをして、できることなら営業してまいりたいとの答弁があり、意見調整のため、午前十一時十五分に暫時休憩をいたしました。

午前十一時五十分から総括質問を再開しました。

冒頭、副市長から、「当初予算に調査費と修繕料を計上するが、安全が確認できたら営業するという条件である。」との答弁がありました。委員から、調査の後、営業できるように修理を行うとともに関係経費を予算計上することの確認があり、再度、「開業を前提に調査費、修繕料を予算計上するが、安全確保が前提である。」との答弁がありました。

昼食のため、午前十一時五十四分に休憩をいたしました。

午後一時から総括質問を再開しました。

三 みどり園のごみ焼却施設大規模改修工事に関連して、建設に伴う地元との協定書についてただしたのに対し、「開設当初の協定書第三項には、操業の年限は二十年で、十五年が経過した時点で延長協議をすることになっている。昨年、新しい施設建設に向けての準備室を設けて職員を配置しており、現在、候補地について選定をしているところであるが、これから絞り込み作業に入る予定をしている。十五年が経過した時点で北山、西久留野、越替の各自治会と次の候補地の進ちよく状況等について今年から協議に入ることになるが、候補地については公表できる段階になく、今後、進ちよく状況の報告をして協議を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

四 みどり園に関係して、滝地区における場合に市長が出向いたことについての確認がありました。

午後一時十五分に暫時休憩をいたしました。

午後一時二十二分から総括質問を再開しました。

五 博物館を休館することの認識についてただしたのに対し、「歴史・文化の大切さは認識しているが、年間の経費を考えると財政健全化のためにはやむを得ないものと考えており、二年を限度に休館し、二年後には収益が上げられるように考えてまいりたい。」との答弁がありました。委員からは、博物館を拠点にして藤岡邸、長屋門、新町とすべてを線で結んで五條の歴史・文化が語られ、多くのボランティアも活動している中、一番の中心となる博物館を休館にすることは考えられないとの意見がありました。

六 寄附を受けた新町の前防邸と藤岡邸についてただしたのに対し、「前防邸は、新町通りの地域資源をいかし、江戸時代から続く古民家を保存・再生し、五條市全体の観光の活性化につなげようと、平成二十年度に地域活性化センターの補助事業として新町の前防邸、吉川邸、松本邸の活用のための基本計画を策定するための古民家活用プランニング事業を実施しており、新町の活性化と古民家の再生に必要であると判断して寄附を受けたところで、奈良県の担当課からもこの事業実施の要請もあった。藤岡邸は、行政財産と位置付けをしたときには公的な設置目的、業務委託する指定管理者制度の問題、普通財産と位置付けしたときには寄附を受ける目的、ランニングコストのねん出等が期待に添う形での整理は難しいという判断に至った。」と

の答弁がありました。

七 老朽化の進んでいる花咲寮の今後の運営についてただしたのに対し、「大切な施設と認識しているが非常に老朽化しており、環境や地形も悪い上に財政健全化の中で改築も難しく、いろいろ考えないといけない時期が来ている。」との答弁がありました。

八 五條駅南北道整備事業については、担当課との連携のもと陳情にも足を運び、市民本位の立場で進めていくべきで、一生懸命取り組むよう求める意見がありました。

次に、各会計別に審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

初めに、議第五号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、市の行財政改革に伴い、職員の地域手当の支給を廃止するためのもので、委員から、勤務時間の変更に伴う業務内容等について質疑があり、「第十条第一項及び第三項の一部改正は、いろんな勤務形態における時間外勤務手当に係る部分について規定しているものである。」との答弁がありました。

次に、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であります。委員から、各会計全体の人件費について質疑があり、「平成二十一年度全会計における給与費の総額は、三十六億九千四百五十二万四千円、内訳は、給料十九億八千八十二万円、職員手当等十一億一千六百七十七万二千円、共済費五億九千七百五十三万二千円で、平成二十年度は四十四億九千二百九十九万五千円であった。臨時職員の賃金等は各費目で項目別に予算計上している。」等の答弁がありました。

午後二時二十九分に休憩をいたしました。

午後二時四十一分から一般会計歳出の審査を再開しました。

議会費についての質疑はありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 市税の徴収率等についてただしたのに対し、「本年一月末現在の徴収率は、現年度八三・三三パーセント、前年同期で八四・三六パーセント、同じく滞納分一六・七二パーセント、前年同期は二〇・五二パーセントで、現年度と滞納分合計の一月末現在徴収率は七八・五五パーセント、前年同期七九・四四パーセントで、前年に比べて〇・八八パーセントの減となっている。年度末、出納閉鎖までに一層努力して昨年度以上の徴収率となるよう努力してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

一 放課後児童健全育成事業委託料についてただしたのに対し、「なかよし保育園、ちべん保育園に対する学童保育の委託料である。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

一 斎場の火葬業務等についてただしたのに対し、「納棺の副葬品については、委託業者に再教育を図ってまいりたい。また、火葬業務は業者委託をしている。」との答弁がありました。

次に、農林業費及び商工費についてであります。

一 農地費の用地購入費についてただしたのに対し、「みどり園地元対策事業として実施する越替地区の農道関係の用地買収費である。」との答弁がありました。

次に、土木費についてであります。

一 道路新設改良費の用地購入費についてただしたのに対し、「京奈和関連で二見地区の道路改良に伴う用地買収費である。」との答弁がありました。消防費についての質疑はありませんでした。

次に、教育費、公債費、予備費についてであります。

一 教育長の不在についてただしたのに対し、「全国、近畿地区等の各種会議等においては職務代行ということで発言ができません、現在の日常業務についても一人三役の状況にある。」等の答弁がありました。

二 チャレンジウォークの在り方についてただしたのに対し、「チャレンジウォークは、昭和六十一年に四二・一九五キロメートルのコースで実施し、平成十年からはファミリーコースとの二コースに移行したが、昨年度にチャレンジコースの参加者が約二百人に減ったこともあり、今年度は実行委員会に諮ってファミリーコースのみの実施となった。」との答弁がありました。委員から、今後ともやる気を出して頑張るように励ましました。

三 五條文化博物館費の管理運営に係る経費についてただしたのに対し、「博物館においては、博物館業務と文化財業務があり、休館しても博物館資料の保管、研究等の文化財業務がある。」との答弁がありました。

午後三時二十九分に休憩をいたしました。

午後三時三十九分から一般会計歳出の審査を再開しました。

一般会計歳入についての質疑はありませんでした。

次に、特別会計についてであります。

初めに、議第六号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、市の介護保険サービスの充実並びに介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図るため、介護保険法第一一七条の規定により、平成二十一年度から平成二十三年度までの第一号被保険者の保険料率を改めるもので、当局の説明により了承した次第であります。

国民健康保険特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、簡易水道特別会計についてであります。

一 簡易水道使用料の滞納状況についてただしたのに対し、「滞納者はいない。」との答弁がありました。

老人保健特別会計、下水道事業特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、墓地事業特別会計についてであります。

一 大規模住宅開発に伴う市営墓地の計画についてただしたのに対し、「公共用地として寄附を受けた墓地用地については、以前に調査をしたが事業費の割に基数がとれず、この場所での墓地の設置は難しいという結論を委員会でも報告をしたところである。必要性は認識しており、それに代わる墓地用地の情報提供があった場所の調査もしたが、今の段階で墓地を造るのは財政的にも非常に厳しいところである。」との答弁がありました。委員からは、市の重要施策であり、長期的なビジョンで進めるよう求める意見がありました。

介護保険特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、大塔診療所特別会計についてであります。

一 一般会計からの繰入れ等についてただしたのに対し、「大塔診療所には、年間三千人が診察に訪れるが黒字化は難しく、新年度で一般会計繰入金を二千四百六十万円見込んでいる。医師は県から派遣されているが、医師不足のため十津川村の上野地診療所と兼ねており、人件費は十津川村との折半になる。」との答弁がありました。

農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、水道事業会計についてであります。

一 未収金対策と漏水対策についてただしたのに対し、「料金の徴収率は、一月末現在で現年度分九七・三パーセント、未収金は約五千万円である。三箇月の料金滞納で給水停止対象者となり、給水停止要綱に基づき督促、催告、面談通知、給水停止処分通知等の段階を踏んで、毎月十五件から二十件

の給水停止処分をしており、過年度分の未収金についても徴収率を上げるよう努力している。また、有収率は八二パーセントと低く、その原因は大半が漏水と防火用水によるものと考えているが、本年度漏水調査を行った結果八四・一パーセントになったので、引き続き漏水調査を行い、有収率の向上に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

二 資金計画の貸付金についてただしたのに対し、「土地開発公社に対する貸付金二億円で、年度末には貸付利息とともに返還されるものである。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託されました議第五号及び議第六号の予算関連議案並びに議第二十一号から議第三十一号までの十三議案につきましては、十一日に審査を終了いたしました。審査終了後、副市長から、十七日の本会議において平成二十一年度五條市一般会計予算の訂正案を提出いたしましたとの発言があり、本日、その訂正案が議会において承認されましたので、付託された予算審査特別委員会において審査し、採決した結果、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

なお、理事者側各位には委員会に出されました委員各位から御意見、御提言は十分御認識いただいたものと存じますので、議員各位には御賛同賜りますようお願い申し上げます。予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

ありがとうございます。

○議長（北山和生）報告が終わりました。

ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算議定については、太田好紀議員ほか一名から修正の動議が提出されております。

提出者の説明を求めます。（「二番」の声あり）二番太田好紀議員。

〔二番 太田好紀登壇〕

○二番（太田好紀）議長から発言許可をいただきましたので、議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算に対する修正案の御説明を申し上げます。

今日、百年に一度の経済危機といわれる厳しい状況の中、本市だけが劇的な回復を期待できるものではなく、市民に対しては、この後さらに痛みを

強いる状況であります。

市長は、財政改革をするために市長になったと常に言っておられ、本定例会初日の施政方針でも行財政改革を最重要施策と位置付け、今後も更に推し進めると言っておられます。それならば、今市長の言われるように、行財政改革の手綱を緩めることなく推進しているこの時期に、新たな土地を購入することは、余程の理由がない限り考えられないのであります。

今回提案されました平成二十一年度五條市一般会計予算に関する説明書三十九ページに掲載されておりますように、用地購入費二千二百五十四万七千円が含まれております。この予算の対象となる土地・建物は二箇所。一箇所は水道局西側にある旧統計事務所、もう一箇所は市役所東側の空き地であります。

私は予算審査特別委員会が終了した後に現地を見に行き、担当課の職員からも説明を受けました。（パネル掲示）旧統計事務所については、約三百坪の土地に建物が建っております。私は、実際にこの土地・建物が是非とも必要なものか疑問を持ちましたので、その必要性について六日の本会議で質疑をいたしました。理事者側からは、「いろいろな形の土地利用ができるのではないか。」、また市長は、「消防署も手狭で。」という理解不能なことを言っております。是非とも必要なんだという答弁はありませんでした。

建物については、会議に使用できるということであり、実際に昨年の十二月一日に監理管財課は「市役所第四庁舎（旧統計事務所）の会議室利用について」ということで、旧統計事務所二階に新たな会議室を設けたこと、三十名まで会議が可能であること、駐車スペースが二十台分であることなどを全庁的に通知しております。

しかしながら、十二月一日から現在まで、駐車場及び会議室が全く使用されておりません。正式に市の所有になり、これからも使用することになれば、建築が昭和四十八年当時のもので、当然耐震補強をしなければならず、新たに耐震工事に費用がかかります。また、建物を解体する場合も費用がかかります。

さらに、担当課に聞くと、購入金額がまだに決まっておらず、この予算金額についても明確ではありません。

将来的なビジョンを示された上で、なるほど必要だと納得できれば、公共性を持って取得されるのは良いと思いますが、今是非とも購入しなければならぬという明確な目的、計画もなく、少なくともこの財政が苦しいときに購入することについて、私は納得できるものではないと思っております。

また、先ほども申しましたように、旧統計事務所は約三百坪の土地ですから、仮に民間が所有することになれば、市には約二十五万三千円の固定資産税も入ってくるようになります。

もう一箇所の市役所と市道を挟んだ東側にある約五十坪の空き地がありますが、（パネル掲示）担当課からは公用車を集中管理するために購入することや、元市長の田中氏の土地を賃貸しているので交換するという説明を受けました。

今までからも、近隣周辺から同じように土地購入の打診があったようですが、それらについてはすべて断ってきていると聞いております。

この土地についても当面は賃貸でもよく、平成二十一年度で購入しなければならないとの判断理由が余りにも不透明でありますので、将来にわたって是非とも必要なのかをよく考えてから購入しても遅くはないと思います。

また現在、公用車の駐車場が全くないわけではなく、知恵と工夫で対応できると思われません。

今回、この土地を購入することは余りにも拙速であり、到底納得のできるものではありません。

今定例会の一般質問で市長に質問いたしました。合併特例債百七億円の計画では、現在においても基本理念が明らかにされておらず、市役所新庁舎の計画も明確に示されていない現在の状況で、現庁舎に隣接する土地の確保について、その必要性を判断することができず、平成二十一年度で是非とも購入しなければならないと理事者側が考えた理由が、私には理解できないことから、平成二十一年度五條市一般会計予算に対する修正案を提案することにいたしました。

具体的にはお手元に配付してあります修正案のとおり、二款総務費、一項総務管理費、六目財産管理費、十七節公有財産購入費二千二百五十四万七千円をゼロ修正するものであります。またその財源の内訳につきましては、十款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税、一節地方交付税のうちの特交付税九億五千万を九億二千七百四十五万三千円に減額修正し、歳入歳出予算の総額を百五十七億二百万円から歳入歳出それぞれ二千二百五十四万七千円を減額して、百五十六億七千九百四十五万三千円に修正したものであります。

これ以外の予算についても、確かに一つ一つ見れば申し上げたいこともありますが、本来、まずは質疑でただしていくべきことであると思ひますし、予算のほとんどが市民生活に直結したものであることから、総括的には私は賛成をします。

しかしながら、市民の目線で考えたときに、また、行政のチェック機能としての議会機能を十分に発揮するためにも、市民に理解していただけるような予算でなければならないと思います。

したがって、市民の代表として、申し上げることは申し上げておきたいと思ひ、修正案を提出いたします。

議員各位には何とぞ御理解の上、御賛同をいただきますように、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（北山和生） 提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案の説明に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに峯林宏政議員の発言を許します。九番峯林宏政議員。

○九番（峯林宏政）議長から発言の許可を得ましたので、私は、平成二十一年度五條市一般会計予算案に賛成の立場から討論を申し上げたいと思います。本年度の予算額については、一般会計で百五十七億二百万円、昨年度当初予算と比較して二十二億三千六百万円の減少、率にして一二・五パーセントの減、そして、九つの特別会計では総額九十六億三千六百万円、昨年度比十億三千三百万円の減少、率にして九・七パーセントの減、水道事業会計では十億一千七百万円、昨年度比五億九千八百万円の減少、率にして三七・〇パーセントの減であり、総合計では二百六十三億五千四百万円、昨年度比三十八億六千八百万円の減少、率にして一二・八パーセントの減であります。

さて、一般会計における減少の大きな要因としては、勸奨退職等による人件費の減少、建設事業費の大幅縮減、元利償還金の減少などであります。そのほかでは、物件費や委託料の見直し及び団体補助金の一割カットなどであります。

また、建設事業費においても、最小限に抑えながらも、新規事業においては、五條中学校耐震補強事業二億五千万円、黒駒御霊神社本殿修繕補助金六百万円、新町地区修景調査費三百万円などを計上するとともに、継続事業においては、ごみ焼却施設改修二億六千万円、（仮称）金剛山麓野鳥の森整備二億九千五百万円、路線バス運行維持及び代替交通対策事業、妊婦健診の助成を増額するなど、メリハリのある予算編成であると認識しております。

次に、歳入においては、不況の影響を受けて、市税は軒並み減少で、総額一億五千万円の減、率にして三・九パーセントの減少で、市税総額三十五億五千万円が計上されております。

経済情勢が非常に厳しく、新年度もさらに経済不況が拡大することが予測される中、平成二十一年度予算編成がなされたわけではありますが、歳入に見合った歳出予算への転換を図った予算編成がなされております。

なお、歳出予算において、市民プールの開業に係る経費が、予算修正の上に盛り込まれたことについては、評価をするものであります。

続きまして、九つの特別会計及び水道企業会計予算におきましても、行財政改革を反映した予算編成であり、また、国民健康保険などの特別会計においては、医療費の給付など医療改正にも適応した予算編成であると判断いたしました。

また、後期高齢者医療特別会計においては、高齢者本人に十分理解が得られるよう制度説明を引き続き行うなど、高齢者に配慮した運営に努めていただきたいと思います。

さらに、水道企業会計においては、安心・安全で安定した上水の供給が図れるよう日々心掛けていただきたいと思います。

以上、申し上げました理由により予算議案に賛成するものでありますが、議員各位におかれましては何とぞ御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。賛成の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（北山和生）次に、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）それでは、予算委員会に付託されました議案に対する反対討論を申し上げたいと思います。

議案ごとに申し上げます。

まず、議第五号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、賛成をいたします。

議第六号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、値上げ案が含まれておりますので反対いたします。

その理由を申し上げます。現在の五條市の介護保険会計の財政負担を申し上げますと、国が二五パーセント、県が一二・五パーセント、市が一二・五パーセント、したがって国・県・市で五〇パーセント、介護保険事業の会計の五〇パーセントを負担しております。残りの五〇パーセントはだれが負担しているのかといいますと、市民と四十歳から六十四歳の皆さん方の介護保険料で負担しているわけです。

そんな中で、平成十九年度基金が一億五千万、黒字額が五千万、大体これで二億円ありますね。そして、国から下りた積立ての基金もなんぼかあるわけですが、この基金と黒字の約二億円をほぼ使って、二十一年度の介護保険事業をやる上においてもお金が足りないから、今回値上げを出されてきておるわけです。

なぜ、市民が半分負担しておきながらこういう、そして基金も、黒字額を全部使ってやってもこれだけの値上げをしなければならぬかということになるわけですけれども、これは、答は一つです。介護保険法に基づく介護保険事業が始まる前の介護事業に対する国の負担は、国だけで半分負担していたわけですね。それが、今は二五パーセント、四分の一しか負担していません。だから、これにしたがって、県も市も介護保険法以前の負担はもっと多かったわけです。だからここに、市民から半分以上いただいて、なおかつ、基金も、黒字も使っても、今回値上げが出てきているというのは、国・県・市の負担割合が非常に数年前と比べて少なくなっているというところに私は原因があると思います。

したがいまして、この五條市の介護保険事業はやりにくいというふうに思いますが、国・県・市の負担割合を、特に国の負担割合を引き上げることを国に届けさせるためにも、私は今回、反対をするわけでありませう。

そして、財政環境はそういう状況でありますけれども、今回四月一日から新しい要介護認定方式というものがスタートします。この新しい要介護認定方式で認定されますと、この間、実施前に全日本民主医療機関連合会がテストをしました。そしてどう変わるかというところ、今までヘルパーさん一週間に十回来てもらっておったと、ところが同じ方でも一週間に三回しか来てもらえないという状況になります。そんなことで、この新しい要介護認定方式に対しては、お医者さんやら看護師さんやら、もう認定関係者が、ほとんど皆さん方から、これが問題なんだということがわき上がりまして、今日の朝のテレビのニュースでも、国は一部修正せざるを得ないということが報道されておりましたけれども、一部だけではなしに、本当に真剣に考えた介護認定方式に改めさせるためにも、私は今回の引上げ案に対して、今申し上げました理由を持って反対するものでございます。

次にいきます。

議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算議定についてでございますけれども、賛成議員の説明にもありましたように、五條市の基本予算でありまして、大変重要な予算も含まれております。したがいまして、私は、これから申し上げます予算以外はすべて賛成するものでございます。

反対議案、予算のまず一つは、警備会社デネブに委託しております警備委託料でございます。反対理由はいつも申し上げておりますように、警備会社デネブが警備をしております五條市内のスーパーに強盗が入って、デネブの司令室に通報が入ったにもかかわらず、出動せずに、三百五十万円の入った金庫を盗まれた後で到着したというような、警備業法に違反するような大きな失敗を過去に起こしているわけでありませうけれども、その業者に五條市の公共施設の管理は不適切だという見解で、反対をいたします。

それから反対議案はもう一つ、同和行政でありますけれども、同和行政につきましては終結を目指して、そして必要なものだけ一般行政に移行することを求めて、反対申し上げます。この間、同和行政の終結に向けて担当課また関係者が努力していただいております状況を報告しておきますと、一つは地区総合計画推進協議会委託料につきましては、野原、五條地区の皆さん方に、新年度予算からはもう辛抱していただくということであります。また、野原の婦人会の皆さん方に出していただきました委託料も、二十一年度新年度予算には入っておらないということでありませう。しかし、同和行政としての駐車場問題とか、それから期限が来なければ一般行政への移行は難しいですけれども、地区改良事業の住宅の家賃、入居条件の問題とか、まだ一部同和行政が残っておりますので、早期に適切に終結し、一般行政に移行することを申し上げまして、これにつきましては、反対するものでございます。

それから、先ほどからも言われておりますように、博物館の休館に伴う予算が大変減額されております。この問題につきましては、各議員が指摘されておりますので細かく言う必要はありませんけれども、やはり先ほどの中にもありましたように、博物館事業とそして教育委員会としてやらなければならない事業を正確に区別して、決算の見方もやはり正確に見て、そして、その中で何を省けばどれだけ経費を削減できるのかという正確な判断をしなければならぬと思います。

この間、議員、私も指摘しましたように、博物館として残しても、特別展示会、展覧会を中止すれば、はっきり一千万円削減できるわけですからね。資料館として残しても、人件費や空調設備費その他の経費が余り変わらないということでもあります。それならば博物館という形で、特別展示等々をちよっとの間辛抱すれば、一千万円以上経費を削減できるわけでありますからね。

皆さん方の意見にもありますように、みどり園の建設のときの皆さん方への条件、そしてまた、これから市民の皆さん方に活用していただかなければならない五万人の森の活用等々を考えても、やはり門を閉めるのではなしに、開けて、有料でも博物館を見学したいという方々はちゃんと入れるように扉を開けてこそ、例えば百円、千円、数千円の入館料でも入るようになるわけなのに、閉めてしまったのでは、経費削減といいながら、お金をほかしているようなことにつながりませんからね。ほかの議員さんも指摘されておりますように、特別展示会、展示等々をやめて、博物館として、また資料館として、休館せずに続けられることを申し上げておきたいと思っております。

そして、先ほどから予算委員会、総務文教常任委員会の指摘どおり、上野公園の市民プールの運営につきましての予算修正がございましたので、私の方からは申し上げる必要はないのですけれども、この間太田議員とともに現地調査をしてみましたので、その現状だけを申し上げておきたいと思っております。

現状の中ではつきり申し上げなければならないのは、一番修理費に高い金額の必要とするろ過機、このろ過機につきましては、平成十七年、十八年、十九年度の三箇年間で、これはもう最新型のろ過機に修繕しております。大体二千万円使っております。大体過去のろ過機の寿命から言えば、最新のろ過機でもありますから、大体十年間は大きな修理なしでいけるのではないかというように業者が言うているということがあります。

そして、プールは二五メートルの競泳プール一つ、児童プール一つ、着水プール一つの三つに分かれますけれど、二五メートル競泳プールは水漏れは何もしていません。ただ、水をためるプールの中の面が、ちよっとさびや老朽化で足を引っ掛けたりする部分がありますので、塗装をしなければならぬという点が見受けられました。

着水プールも、高いところからすべってくる着水プールですけれども、このプールも水漏れはありません。ただ、高いところから水を流しながら子

供さんがすべるわけでございますので、スライダの部分はやはり念には念を入れて、水と一緒にすべってもらいますから余り大きなけがはありませんけれども、塗装の塗り替えも、そしてまたスライダを支えている基本的な骨組みのさび等々をきれいにとって、必要なところは溶接もしてもらって、塗装の追加が必要ではないかなというふうに思います。

児童プールですけれども、これは水漏れがしているわけでありまして。その原因は、このプールに送っている配水管のき裂等々だというふうに言われておりますけれども、この間数年かけている補修しておりますけれども、現時点での水漏れは止まっておりませんので、去年もおとしも、漏れる部分は上水道の水をさらさずに追加しながら使っていたというところなんです。だから、漏水があるから今年は使えないということではないのです。過去、去年もおとしもね、水道水の追加で使ってもらっていますからね。ただ、小さい皆さん方の命を預かるわけですから、注意しなければならぬのは、ちよつとしたけが、病気、これを一回でも起こらないようにしなければなりませんので、児童プールの周辺は、プールそのものは下がっていないのですけれども、プール周辺の埋立地が下がっておりますので、プールの周辺にき裂が起っておりますので、その辺は職員さんでは無理ですからね、業者に任せて、一番効果のある目詰めをやっていたかにはいかんのと、そして、プールはあちこちのシートがめくれていますので、シートも年がたちますと硬くなっておりまして、幼児の足が引っかかれば、足の方が負けて傷を起すこと、皮がめくれるということになりますので、幼児プールの周辺のシートの修理、これが、今年営業を再開するということを求めておりますけれども、まずこの幼児プールの周辺の危険な部分、すき間の埋め込み等々はどうしてもやらなければならないと思います。しかし、これはそんなに大きなお金のかかるものではないというように、私たちは判断をいたしました。そして、最低それだけを行えば、今年のプール再開は、私はいけるのではないかなと。しかし、幼児プールの漏水等々はまだ直らないまま再開することになった場合は、今年のプールが終わった時点で幼児プール周辺を重点とした漏水の調査に入られることが必要ではないかと、今この修正予算の中で数千万円組んでくれていますからね。いや、何も今年のプール再開までに危険なところの修理をやつて、配水管の調査もして、配水漏れもなくして、完ぺきにしてスタートするんだということやったら、それほどのことはないと思いますよ。しかし、当面、けがのない対策をとれば、今年の再開は、スタートできないということはないと、現地調査をして私はそのように判断しておりますけれども、とにかく命を預かる施設ですから、専門業者に調査してもらい、そして必要と思われる補修と修繕はされて、何としても今年のプール再開に努力されることを申し上げておきたいというふうに思います。

今申し上げました反対議案、予算以外のことについては、一般会計の中でのことですからけれども、賛成させていただきます。

次、議第二十二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、賛成させていただきます。

次、議第二十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計予算議定につきましては、大変重要な事業でございますけれども、逆累進課税の消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみに反対し、その他の予算につきましては賛成するものでございます。

次、議第二十四号 平成二十一年度五條市老人保健特別会計予算議定につきましては、賛成させていただきます。

議第二十五号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計予算議定につきましても、逆累進制の消費税五パーセントが料金に転嫁されておりますので、消費税のみに反対する次第でございます。

次、議第二十六号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、賛成いたします。

次、議第二十七号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、議第六号で値上げについて反対いたしておりますので、その値上げ案のみに反対し、その他は賛成させていただく次第でございます。

議第二十八号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、賛成させていただきます。

議第二十九号 平成二十一年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましても、逆累進制の消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみに反対する次第でございます。

次、議第三十号 平成二十一年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、いろいろ問題はありますけれども、実施に当たっては賛成するものでございます。

最後、議第三十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計予算議定につきましても、逆累進制の消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみに反対する次第でございます。

以上で、予算委員会に付託されました議案に対するそれぞれの態度を表明させていただいて、反対討論を終わります。

○議長（北山和生）次に、藤富美恵子議員の発言を許します。四番藤富美恵子議員。

〔四番 藤富美恵子登壇〕

○四番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、私からは、ただいま太田好紀議員から提出されました、議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算に対する修正案に対して、賛成の立場から討論いたします。

先ほど太田議員から修正案についての提案理由の説明がありました。

常日頃市長は、子や孫のために財政改革を推進する等、発言をされております。

五條市の厳しい財政状況の中、先ほども太田議員から説明されたように、将来の見通しが明らかにされないままに新たな土地を購入することは、納
得できません。

よって、私はこの予算修正案に賛成し、私の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（北山和生） 以上で討論を終結いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、本案につきましては、議案ごとに採決いたします。

初めに、議第五号 一般職の職員給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生） 次に、議第六号、五條市介護保険条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生） 起立多数であります。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算議定に対する、ただいま太田好紀議員ほか一名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について起立により採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第二十二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第二十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計予算議定についてを、起立により採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第二十四号 平成二十一年度五條市老人保健特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第二十五号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計予算議定についてを、起立により採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第二十六号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第二十七号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計予算議定についてを、起立により採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第二十八号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第二十九号 平成二十一年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定についてを、起立により採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第三十号 平成二十一年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。
本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。――。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第三十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計予算議定についてを、起立により採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、日程第十 同第一号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）同第一号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）五條市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました同第一号 五條市教育委員会委員の任命についての、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました御勢久右衛門委員が平成十八年十一月十三日に死去されたことにより、後任の委員の任命について同意を求めるものであります。

後任として、赤井 猛氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、人格も高潔で、教育及び文化においても深い見識があり、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解をいただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。（「二十番」の声あり）二十番大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）この議案につきましては、この方に問題はございませんけれども、提案されました吉野晴夫市長につきましては、疑惑問題の一部が事実であったという百条調査委員会の結果が出ておりますので、吉野市長の提案につきましては退席をいたしまして、採決に当たりましては棄権の態度をとらせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○二十番（大谷龍雄）御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（北山和生）次に、日程第十一、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）同第二号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第二号 五條市教育委員会委員の任命についての、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました田村幸子教育長が、平成十九年五月三十一日をもって辞職されました。

その後任の委員の任命について、同意を求めるところであります。

後任として伊藤 中氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、人格も高潔で、特に教育指導におきましては精通されており、歴史、文化にも深く見識のある方です。また、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解いただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。（「二十番」の声あり）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）この同第二号につきましても、同第一号と同じ理由をもちまして退席をさせていただき、採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北山和生）ほかに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（北山和生）次に、日程第十二、同第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）同第三号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第三号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任についての、提案理由の説明を申し上げます。
固定資産評価審査委員会の田中義一委員、藤本 彰委員、乾 利昭委員が本年三月三十一日をもって任期満了となるため、各委員の再任をお願いするものであります。

田中義一氏は土地家屋調査士、藤本 彰氏は一級建築士、また乾 利昭氏は税理士であり、それぞれの専門分野に精通されており、固定資産評価審査委員会委員として適任であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。（「議長」の声あり）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）失礼いたしました。田中さんと言いましたが、中田義一氏の間違いでございました。
訂正しておわび申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（北山和生）次に、日程第十三、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文） 発議第二号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。
特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する。

平成二十一年三月十七日

提出者	五條市議会議員	寺本保英
賛成者	五條市議会議員	土井康嗣
〃	〃	榎塚凱一
〃	〃	益田吉博
〃	〃	藤富美恵子
〃	〃	太田好紀

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。十五番寺本保英議員。

〔十五番 寺本保英登壇〕

○十五番（寺本保英） ただいま上程されました、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の改正案の、提案理由の御説明をいたします。

本市は大変厳しい財政運営を強いられており、市長は、子や孫のためにも、このままの、市長独自の自己満足の財政改革を推進することを明言し、実際に運営しております。

市長は、五百二十億の借金を、まるで我々議員が作ったとでもいうようなことを市民に言っておられますが、この発言は、そもそも執行権が長に与えられていることを認識していないとさえ思われる発言であり、見識を疑問視するものであります。

昨年の十二月定例会では、議員提案で、市長の給与を削減する条例案を提出し、圧倒的賛成多数で可決いたしました。

その際の提案理由の一部に、「五條市のトップリーダーという立場にある市長は、市民の皆様には痛みを強いるときには、当然のことながら、自らがまず血を流し、行政改革に取り組む姿勢を示さなければなりません。」とありましたが、まさにそのとおりだと認識いたしております。

よって私は、市長の報酬については公約どおり五〇パーセント削減するべきであり、退職手当についても相当の削減をするべきとの立場から、本改正案を提出することにいたしました。

内容につきましては、附則第九項の次に一項を加え、平成二十一年一月一日から平成二十三年四月二十一日までの間、市長の退職手当の額は第七条の規定にかかわらず、別表第二表中、「一〇〇分の五四」とあるのを「一〇〇分の二三」とする案でございます。

附則として、この条例は平成二十一年四月一日から施行するということで、議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（北山和生）次に、日程第十四、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文）発議第三号 五條文化博物館の開館の継続を求める決議。

標記のことについて、五條市会議規則第十四条の第二項の規定により別紙のとおり提出するので議決を求める。

平成二十一年三月十七日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会

委員長 田原清孝

○議長（北山和生） 提案理由の趣旨説明を求めます。議会運営委員会田原清孝委員長。

〔議会運営委員会委員長 田原清孝登壇〕

○議会運営委員会委員長（田原清孝） 議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

五條文化博物館の開館の継続を求める決議（案）

平成二十一年第一回三月定例会における施政方針の中で、吉野晴夫五條市長は、本年四月一日から市財政が危機的状态を脱したと推定されるまでの間、五條文化博物館を休館とすることを発表した。

博物館のような教育施設は、対費用効果だけを求めるものではなく、子供の歴史教育や、市民の生涯学習の場、文化の拠点としての効果が期待されるものである。

観光の面からは、博物館を拠点に、藤岡邸、長屋門、新町通りと、すべてを線で結んで五條の歴史や文化が語られるのであり、また、隣接する五万人の森、新たに造られる（仮称）金剛山麓野鳥の森など、健康保持と自然に親しむ場として、博物館を中心とした様々な取組が、NPOなどを中心として、市民の間で考え始められているところである。

建築物としての博物館が、世界的な建築家安藤忠雄氏の設計であることなどを考えると、安易に休館してしまうのではなく、開館を継続させながら、集客力や活用頻度の向上等の方策を、市民協働のもと、博物館協議会を始め各種団体等の意見も聞きながら協議を重ねるべきであり、五條文化博物館の開館を継続するよう求める。

以上、決議する。

平成二十一年三月十七日

五條市議会

議員の皆さんには御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（北山和生） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立全員であります。

よって、本案は決議案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。（「二番」の声あり）二番太田好紀議員。

○二番（太田好紀）議長に申し上げたいことがあります。

私たち、本会議場というのは聖なる場所と、私は認識をしております。

そういう形の中で、議員もこういう形で、バッチを付けて出てきます。

今日、理事者側をずっと見ますと、副市長がき章を付けていません。大変残念なことだなど。やはりこういう神聖なる場所で、最高機関のナンバーツの人間が、そういう、き章を付けていないというのは、普段も……本会議場でそういう態度をとるならば、これ以外のところでも付けていないと

いうことで、大変残念です。やはり、五條のナンバーツーとして、き章を付けるという、当たり前のことのできないということをね、私は残念に思っております。

議長に申し上げます。

こういうことは、本会議場というのは、私たちはみんな聖なる場所という認識をして、私もそういう気持ちで最高機関、議決決定の場所で審議するわけです。そういう、みだらな気持ちであってはならない、そういうふうには私は思います。

議長の方から、また理事者側、市長を含めて、そういう気持ちにならないように御注意を願ひ、今後そういうことのないように申し上げていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北山和生）わかりました。私の方からまた厳しく申し伝えておきます。

○議長（北山和生）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は十九日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。

よつて、本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（北山和生）閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成二十一年度各会計予算を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年度末をもって退職される職員の皆様におかれましては、長年にわたり、五條市発展のため御尽力をいただきましたことに対し、深甚なる感謝の意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。

今後は、健康に御留意いただき、ますますの五條市発展のため、御指導ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。本場に、ありがとうございます。（拍手）

市長から閉会のごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成二十一年第一回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る三月二日に開会されましたこのたびの定例市議会におきましては、平成二十一年度一般会計予算案を始め多数の重要案件につきまして、長期間にわたり慎重な御審議を賜り、一部を除き可決、承認、同意をいただきました。

ここに成立をみました平成二十一年度予算につきましては、適正かつ円滑な執行に努めますことはもとより、先ほどの予算委員長報告及びただいま議長からお述べの御趣旨に即しますとともに、これを尊重いたしまして、今後の市政運営に遺憾のないように努めてまいります。

いよいよ陽春の候となり、議員各位におかれましては御多忙のことと存じますが、御健康には十分御留意いただきまして、今後とも市政発展のため一層の御活躍を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たってのごあいさつに代える次第でございます。

誠にありがとうございます。

○議長（北山和生） これをもちまして、平成二十一年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後五時零分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 北山和生

署名議員 益田吉博

署名議員 山田由比己

署名議員 山田澄雄